

令和元年5月10日

座間市長 遠藤 三紀夫 殿

座間市情報公開審査会  
会長 長田 誠



座間市情報公開条例第11条第1項の規定に基づく処分に係る審査請求  
について（答申）

平成31年1月21日付け座公経総発第414号で諮問のあった標記のことについて、  
次のとおり答申します。

#### 第1 座間市情報公開審査会の結論

座間市公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成30年6月12日付  
けで行った行政情報の部分公開の決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

#### 第2 審査請求及び諮問に至る経緯

##### 1 行政情報の公開の請求

審査請求人は、平成30年5月29日、座間市情報公開条例（平成16年座間市  
条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1号の規定に基づき、実施機関に  
対し、次の行政情報について公開を求める請求（以下「本件請求」という。）を行  
った。

(1) 平成30年1月22日に開催された座間市公営企業運営審議会（以下「運営審  
議会」という。）に提出された配布資料

①会議次第、②料金算定、総括原価、料金体系に関する資料、③同規模事業体の  
水道料金と下水道使用料に関する資料、④財政計画に関する資料、⑤水道利用加  
入金に関する資料、⑥平成29年度版座間市公営企業概要

(2) 平成30年2月26日に開催された運営審議会に提出された配布資料

①会議次第、②財政シミュレーションにおける有収水量及び水道料金関係資料、  
③財政シミュレーションにおける有収水量及び下水道使用料関係資料、④財政シ  
ミュレーション（公共下水道事業）、⑤公共下水道事業の主な工事計画

(3) 平成30年3月22日に開催された運営審議会に提出された配布資料

①会議次第、②財政シミュレーション（水道事業）、③財政シミュレーション概

要（水道事業）、④財政シミュレーション（公共下水道事業）、⑤財政シミュレーション概要（公共下水道事業）、⑥水道事業の主な工事計画

(4) 平成30年4月23日に開催された運営審議会に提出された配布資料

①会議次第、②水道事業会計の財政シミュレーション（概要）、③公共下水道事業会計の財政シミュレーション（概要）、④調整財政シミュレーション（公共下水道事業）、⑤水道料金及び下水道使用料見直しの論点について、⑥財政シミュレーション（補助資料）

(5) 平成30年5月18日に開催された運営審議会に提出された配布資料

①水道料金及び下水道使用料改定に関する資料

(6) 平成30年5月28日に開催された運営審議会に提出された配布資料

①下水道使用料改定に関する資料

## 2 本件決定

実施機関は、平成30年6月12日、本件請求に係る行政情報のうち、それぞれ次のように判断し、部分公開の決定を行った。

(1) 1(1)①②⑥の行政情報：公開

(2) 他の行政情報（以下「本件情報」という。）：条例第7条第3号に該当する情報であるため非公開

なお、非公開とした情報については、運営審議会からの答申がなされた後に、公開可能である旨が行政情報公開決定通知書に記載（「（概ね平成30年7月13日以降）」との記載であるが、実際に運営審議会の答申がなされたのは平成30年6月27日である。）されている。

## 3 審査請求

審査請求人は、平成30年6月21日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、審査庁たる座間市長に対し審査請求を行った。

## 4 諮問

審査庁たる座間市長は、平成31年1月21日、座間市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに審査会で行った口頭意見陳述から、おおむね次のとおりである。

1 本件情報は、水道料金及び下水道使用料の改定に当たっての基礎的データ又は一定の条件設定の下でのシミュレーションデータ等であり、これらが公開されることにより「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」は



ない。

本件情報の公開によって、「(運営)審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑念を抱かせ、答申の信頼を失わせるおそれ」があり、また、「自由かつ率直な討議によって中立、公正な判断を行うという(運営)審議会の運営に支障を及ぼす」という実施機関の主張に、具体的な説明がなく、非公開とする合理的根拠は乏しい。

- 2 運営審議会の「公開の可否」は、座間市ホームページに掲載されている会議録によると「公開」となっており、配布資料の名称が記載されている。

座間市市民参加推進条例(平成19年3月条例第2号。以下「市民参加推進条例」という。)では、第12条において「審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しない。」と規定しており、第2号において「会議の内容に非公開情報が含まれる場合」(市民参加推進条例における非公開情報は、同条例第8条第5項において、条例第7条で規定する非公開情報であることを定義している。)と規定している。

よって、市民参加推進条例第12条に基づき会議を公開としているにもかかわらず、配布資料を条例第7条第3条に基づき非公開情報とすることは、実施機関が条例の運用を誤っているものである。

- 3 本市と同様に水道事業と下水道事業を営営し、上下水道審議会を設置している秦野市では、同審議会の配布資料を市ホームページに掲載し、公開している。

秦野市情報公開条例第6条第3号では、「審議、検討又は協議に関する情報で、公開することにより率直な意見の交換若しくは自由な意思決定が不当に損なわれると認められるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」と規定しており、これは、本市とほぼ同様の規定である。

このことから座間市が、情報公開条例の解釈及び運用を誤っているものと考えられる。

実施機関は、「秦野市上下水道審議会での配布資料の公開は、秦野市における条例の運用に関わることであり、秦野市情報公開条例の運用を例に、座間市情報公開条例の解釈及び運用を論じるものではない。」と主張しているが、同様の条例であるにもかかわらず本件情報を公開しないことは、座間市における条例の解釈及び運用の異常性を例示したものである。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、諮問書(付属資料を含む。)及び弁明書並びに審査会への諮問事項の説明から、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報は、運営審議会の議論に必要な情報について理解を深め、審議を行う際の参考とするもので、運営審議会の委員の関心の所在や議論の内容が分かるものである。

本件情報が答申に至る以前の審議途中の段階で公開されると、審議の過程における議論や検討の内容が明らかとなり、運営審議会の審議の公正さ、客観性について、無用な疑義を抱かせ、答申の信頼を失わせるおそれが生じ、これにより自由かつ率直な討議によって中立、公正な判断を行うという運営審議会の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開の決定は妥当である。

- 2 市民参加推進条例第12条と条例第7条3号の運用について、会議の公開と資料の公開は必ずしも同列に考えるものではなく、資料の非公開について条例の運用に誤りはない。
- 3 秦野市上下水道審議会での配布資料の公開は、秦野市情報公開条例の運用に関わることであり、秦野市情報公開条例の運用を例に、条例の解釈及び運用を論じるものではない。

## 第5 審査会の判断

実施機関と審査請求人との間における本件の争点をめぐる諸問題に対し、本審査会は、次のとおり判断する。

- 1 本件情報について

本件情報は、水道料金及び下水道使用料の料金改定（実際に改定されたのは下水道使用料のみである。）についての審議のために、運営審議会に提示された①座間市と経営規模が類似する他の事業体との料金体系比較、②一般会計からの補助金（基準外繰入金）の推移、③水道事業会計・公共下水道事業会計の改定額ごとの複数の財政シミュレーションに関する資料である。

なお、運営審議会の答申がなされた平成30年6月27日以降であれば、公開可能な行政情報である。

- 2 争点

実施機関は、本件情報が条例第7条第3号に該当する情報であることを理由に本件決定を行ったことに対して、審査請求人は、本件情報を非公開とする具体的な説明がなく非公開とする合理的根拠が乏しい、市民参加推進条例によって会議を公開としているにもかかわらず資料を非公開とすることは条例の解釈及び運用を誤っている、条例に関する座間市の解釈及び運用が誤りであるとの3点の主張から、本件決定の取り消しを求めている。

本件処分の妥当性は、条例の解釈及び運用に照らして、その適合性について判断されるべきものであって、解釈や運用そのものへの疑義によって論じるべきもので



はない。

したがって、本件審査請求の争点は、本件情報の条例第7条第3号への該当性である。

### 3 本件情報の条例第7条第3号への該当性について

#### (1) 条例第7条第3号の基本的な考え方

条例第7条第3号は、非公開に該当する行政情報として「市の機関内部…における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ…があるもの」と規定している。

解釈及び運用基準では、本号の趣旨として、「行政における内部的な審議等に関する情報の中には、事務担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように未成熟な情報が含まれており、これらの情報がそのまま公開されると率直な意見の交換が損なわれたり、市民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるため…非公開情報とする」としている。

また、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報として、「公開することにより、外部からの干渉、圧力等により不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれがある情報」としている。

#### (2) 本件情報の条例第7条第3号への該当性

本審査会は、本件情報が運営審議会における本市の水道料金と下水道使用料の改定について、審議、検討するための基礎的資料であるため、改定を行うという審議の性質から答申がなされる以前に公開することは、「外部からの干渉、圧力等により不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれ」がある行政情報であると判断する。

なお、本審査会は、行政情報の公開の決定等に係る審査請求について、条例の解釈及び運用に照らし、決定の適否を審査する機関であるため、市民参加推進条例の条文の解釈及び運用について論じることができない。

また、本件情報は、本審査請求がなされた平成30年6月21日の後、運営審議会の答申がなされた平成30年6月27日には公開可能となっており、審査請求人の不服申立ての利益は喪失しており、審査請求人の不服申立ての利益は、再度の行政情報の公開の請求で足りる。

### 4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 長田誠、委員 齋藤佐知子、委員 曾根秀敏、委員 谷口隆良、委員 山口由紀子

(参考) 答申に至る経過

年 月 日	経 過
平成30年 5月29日	審査請求人が実施機関に行政情報公開請求書を提出
平成30年 6月12日	実施機関が審査請求人に行政情報公開決定通知書を発出 (本件処分)
平成30年 6月21日	審査請求人が審査庁たる座間市長(以下「審査庁」という。)に審査請求書を提出
平成30年 7月25日	審査庁が審査請求人に補正について発出
平成30年 8月17日	審査庁が審査請求人に弁明書を発出
平成30年 9月12日	審査請求人が審査庁に反論書を提出
平成30年10月 9日	審査庁が審査請求人に行政不服審査法に基づく口頭意見陳述について通知
平成31年 1月22日	審査会が実施機関からの諮問書を受理
平成31年 1月22日	実施機関が審査請求人に審査会に諮問した旨を通知
平成31年 1月25日	審査会が審査請求人に条例に基づく口頭意見陳述について通知
平成31年 1月25日	審査会が審査請求人に意見書等の提出について通知
平成31年 2月12日	(第31回審査会) 実施機関の職員から諮問内容の聴取 審査請求人による口頭意見陳述 審議
令和元年 5月10日	(第32回審査会) 前回の審議内容の取りまとめ 答申案について